

まごころ訪問サービス事業(社協事業)

まごころ訪問サービス事業は、社会福祉協議会が住民参加型の在宅福祉活動として実施しています。公的サービスで補うことが難しい在宅の要介護者や要支援者、一人暮らし高齢者及び重度障がい児者の自立生活の支援や介護者の介護負担軽減、また日常生活の援助を行い家事負担の軽減を図ることを目的としています。

利用会員

在宅で生活されている要介護者や要支援者、一人暮らし高齢者及び重度障がい児者等日常生活を営むのに援助を必要とする者

協力会員

18歳以上の市民で心身ともに健全でヘルパー等の資格を有する者、または社会福祉及びこのサービスの趣旨に賛同し、熱意をもって協力できる者

サービス内容

- ・生活援助（調理・洗濯・掃除・整理整頓など）
 - ・生活必需品の買い物
 - ・医療機関等への通院介助（移送手段の提供は含まれません）
 - ・外出介助（移送手段の提供は含まれません）
 - ・話し相手や趣味活動のお手伝い
 - ・その他簡易なサービス
-



利用回数とサービス提供時間

サービス提供時間は、30分単位とし午前9時から午後5時までの間で1回のサービス提供時間を概ね2時間以内とする（年末年始の12月28日～1月4日は休み）

利用料と活動料

利用会員の利用料は、30分につき500円とし、現金支払いまたは金融機関からの引落とする
協力会員の活動料は、30分につき450円とし、自家用車で利用会員宅へ訪問した際は1km37円換算にて交通費を支給する

申請からサービス実施までの流れ

1. 社会福祉協議会へ「まごころ訪問サービス事業利用会員申込書」を提出
↓（ケアマネジャー等による代行申請も可）
 2. 社会福祉協議会担当職員による利用者状況とサービス内容・利用料の支払方法の確認
↓（訪問調査）
 3. サービス内容等により協力会員との連絡調整
↓
 4. 協力会員決定後、利用会員と顔合わせ・サービス提供の再確認
↓（自宅訪問）
 5. まごころ訪問サービスの開始
-

お問い合わせは

鹿角市社会福祉協議会（TEL23-2165）事業担当者まで、ご相談ください。
